



会社に ごみを持っていったらもらうルール

民泊から出るごみは、家のごみとは別にしなければなりません。仕事のごみ（事業系ごみ）として、あなたが責任をもって正しく捨ててください。

1 ごみを2つに分けます

ごみは、下の2つの種類に分けて出してください。

(1) 産業廃棄物

プラスチック、ガラス、金属、発泡スチロールなど。

(2) 一般廃棄物

生ごみ、紙くず、木くずなど。

※ ごみの分け方や会社におねがいする時のポイントなどは、この紙のうらを見てください。

2 泊まる人に教えます

泊まる人に、ごみの分け方を伝えてください。

部屋の分かりやすい場所に分けかたを書いた紙などを貼りましょう。

ごみを会社にわたす前に、正しく分けられているか見てください。

3 許可を持っている会社と契約します

ごみを持っていくための許可を持っている会社をえらんでください。

詳しくは、この紙のうらを見てください。

4 近くの人を困らせないようにします

ごみを持っていく車は、大きな音がします。

近くの人迷惑にならない時間に取りに来るように、会社におねがいしてください。

夜遅くや朝早くの作業はやめてください。

5 ルールを守らないとき

ルールを守らないと、とても厳しい罰（たくさんお金を払うことなど）があります。最高で3億円の罰金になることもあります。



かいしゃ
会社に ごみを おねがいは

ごみを 2つに 分けてください

※ 家のごみの 分け方とは 違います。分け方は ごみを おねがいはる 会社に 相談してください。

さんぎょうはいきぶつ
産業廃棄物



はっぼう 発泡スチロール、プラスチック類、金属、ガラス 等

いっぱんはいきぶつ
一般廃棄物



なま 生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず 等
さんぎょうはいきぶつ 以外の 廃棄物

おねがいはる ポイント

とうきょうと 東京都のごみを持っていく 許可を持って
いる 会社を 選んでください。
許可を持っている 会社は
こちらから 探せます。➡



あだちく 足立区のごみを持っていく 許可を持って
いる 会社を 選んでください。
許可を持っている 会社は
こちらから 探せます。➡



※ わからないことは こちらまで 足立区 ごみ減量推進課業務係 電話：03-3880-5302

はいきぶつかんりひょう
廃棄物管理票 (マニフェスト)

ごみを 会社に たのむときは、たのんだ 会社が きちんと ごみを 捨てたかを チェックする「マニフェスト (廃棄物管理票)」という 記録の 紙を 民泊 経営者が 作らなければなりません。法律で 決められています。
この 紙は 5年間 捨てずに 持っていなければなりません。